

## 静岡県建設労働組合 補助金 規定

### (目的)

第1条 この規定は、静岡県建設労働組合（以下、組合という）が行う活動につき、支部の執行活動に対してその経費の一部を負担することを目的とする。

### (名称)

第2条 規定の名称を、静岡県建設労働組合（補助金）とする。

### (給付の範囲)

第3条 給付の範囲は、第4条と第5条に定める額の範囲内とする。

2項 第4条に定める給付は、日当及び人件費を除く40%以内とする。

3項 第5条に定める給付は30万円以内とする。

### (給付の種類)

第4条 給付の種類を以下の各号に定める。

1号 組合の組織拡大月間中における支部の拡大費用

2号 支部が作成するパンフレット、チラシ、ポスター等で組合名の入ったもの

3号 住宅デー

4号 青年部のボランティア活動

5号 学習会や講習会等における会場費や講師謝礼

### (給付の額)

第5条 組合は、以下の活動につき第3条第3項に規定する範囲内で活動を援助することができる。ただし、各支部、各団体の開催につき、援助対象を年1回とする。

1号 ゴルフ大会

2号 グランドゴルフ大会

3号 ソフトボール大会

4号 ボウリング大会

5号 運動会

(給付の決定)

第6条 組合は、4条及び5条の給付の申込みがあった場合、早急に具体的な金額を決定しなければならない。

(給付の調整)

第7条 組合は、4条及び5条に係る活動であっても全建総連本部または中建国保の規定による給付があるときは、これを給付しない。

(給付の償還)

第8条 給付の後、給付内容に変更あるときは給付の一部又は全部の償還を組合は命ずることができる。

(給付の申込み)

第9条 給付の申込みは、別に定める申込み要領に従う。

(規定の変更)

第10条 同規定の変更は、組合執行委員会で出席役員の過半数で決しなければならない。

付則

この規定は、                    年            月            日より実施する。

## 静岡県建設労働組合 補助金 規定 (改定)

### (目的)

第1条 この規定は、静岡県建設労働組合（以下、組合という）が行う活動につき、支部の執行活動に対してその経費の一部を負担することを目的とする。

### (名称)

第2条 規定の名称を、静岡県建設労働組合（補助金）とする。

### (給付の範囲)

第3条 給付の範囲は、第4条と第5条に定める額の範囲内とする。

2項 第4条に定める給付は、日当及び人件費を除く40%以内とする。ただし、10万円以下のものについてはこの限りではない。

3項 前項において10万円を超えるものについては、10万円を超える部分につき40%枠を適用する。

4項 第5条に定める給付は15万円以内とする

### (給付の種類)

第4条 給付の種類を以下の各号に定める。

1号 組合の組織拡大月間中における支部の拡大費用

2号 支部が作成するパンフレット、チラシ、ポスター等で組合名の入ったもの

3号 住宅デー

4号 青年部のボランティア活動

5号 学習会や講習会等における会場費や講師謝礼

### (給付の額)

第5条 組合は、以下の活動につき第3条に規定する範囲内で活動を援助することができる。ただし、各支部、各団体の開催につき、援助対象を年1回とする。1号から5号については、各号ごとに適用する。

1号 ゴルフ大会

2号 グランドゴルフ大会

3号 ソフトボール大会

4号 ボウリング大会

5号 運動会

(附則)

第6条 第3条の給付に関して、当面算出された価額の半額とする。  
この規定は、平成15年4月1日より施行する。